

社会福祉法人石川県共同募金会役員報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川県共同募金会の定款第23条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。ただし、職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員は無報酬とする。
- (2) 非常勤役員は、理事会又は評議員会へ出席した日又は監査業務に従事した日1日につき5千円とする。また、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬の支給時期は、職務執行の都度速やかに支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める